

第2回 西宮市学校給食審議会 会議録

日 時	令和6年3月15日(金) 午後1時00分～午後2時25分	会 場	西宮市役所 JR西宮駅南庁舎 学校給食課5階会議室
出 席 委 員	○高橋 享子 畑中 章文 岡 敏行 田中 由紀 西井 美和 仙坊 真希 (◎は会長、○は副会長)	事務局 職 員	藤井 和重 教育次長 柏木 弘至 教育委員会参与 神田 裕行 学校給食課長 佐々木 秀樹 学校給食課担当課長 辻 章宏 学校給食課係長 升田 洋輔 学校給食課係長
欠 席 委 員	浦上 拓也	事務局	なし
議 題	1. 開 会 2. 議 題 3. その他連絡事項 4. 閉 会		
署名委員	畑中委員	西井委員	

事務局	<p>それでは定刻を迎えましたので、ただいまより令和5年度第2回西宮市学校給食審議会を開会いたします。</p> <p>本日は皆様ご多忙の中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>それでは、高橋副会長、議事の進行をよろしくお願いたします。</p>
副会長	<p>はい。</p> <p>本日は浦上会長がご欠席ですので、副会長の高橋が司会進行させていただきます。</p> <p>よろしくお願いたします。</p> <p>それでは議事を進めて参ります。本日は14時15分を終了予定として進めさせていただきますので、どうぞご協力のほどよろしくお願いたします。</p> <p>まず議事録署名者を決めさせていただきます。</p> <p>本日の署名者は、畑中委員と西井委員にお願いしたいと思います。お二人ともよろしいでしょうか。</p>
委員	はい。
委員	はい。
副会長	<p>どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>それでは傍聴について事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>はい。</p> <p>本日の傍聴希望者につきましては、いらっしゃらない状況でございます。</p> <p>また、2点ですね、ここで改めて事務連絡をさせていただきたいと思います。</p> <p>先ほど高橋副会長からもありましたけれども、本日、浦上会長につきましては、ご都合がつかず欠席ということでご連絡をいただいております。</p> <p>またですね、本日第1回と比べまして議題の方が少なくなっておりまして、先ほどありましたように、2時15分終了予定と考えておるのですけれども、場合によっては、長引く場合も考えられます。</p> <p>その場合、岡委員が公務の都合で14時半で退席ということで事前にご連絡を受けておりますので、皆様どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>私からは以上になります。</p>
副会長	はい。それでは次第に沿って進めさせていただきますが、議題1報告事項ア「令和6年度当初予算について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>はい。それでは、令和6年度当初予算についてご説明させていただきます。</p> <p>事前に提供させていただいている資料の右肩上に資料2と書いているものをお手元にご準備ください。それでは、令和6年度当初予算について御説明いたします。</p> <p>資料2につきましては、4ページに渡って記載をさせていただいております。令和6年度予算要求資料ということで、この3月の市議会で可決されまして予算が確定することになりますが、現在、私どもが要求しております予算について、増減額の大きいものを中心に簡単に御説明させていただきます。また、千円単位は切り捨てて御説明させていただきます。</p>

現在、本市の財政状況につきましては、令和4年度普通会計決算において、実質単年度収支が42億円を超える赤字となるなど、赤字基調である財務体質の改善が急務となっていることから、市全体で、財政構造改善に向けた取り組みを進めております。学校給食課予算につきましても、財政構造改善に基づき、予算の削減を図っております。具体的な取り組みといたしましては、各事業の見直し、備品の使用年数の延長などとなります。これらにつきましては、各項目でご説明させていただきます。

まず、給食管理運営事業でございます。この事業につきましては、給食の運営や清掃等の業務委託や各種研修、給食に関連する消耗品や備品の購入など、給食管理の全般にわたる事業となります。

この事業につきましては、歳出について御説明申し上げます。まず、2ページ目をご覧ください。「10 需用費の02 消耗品費」が480万4千円の減となっております。こちらにつきましては、給食時間に児童生徒が使用する食器類の購入数を減らしたことが理由となります。食器は長く使用していると、傷などにでん粉や脂肪などが残留しやすくなることから、耐用洗浄回数を参考にして、定期的買い換えを行っておりますので、年度ごとに購入枚数が変動いたします。来年度予算につきましては、学校給食課の在庫を活用することで、買い替えの数量を少なくすることや、コロナ禍で給食の実施回数が減少したことを考慮して、使用年数を例年より長く設定することで、予算を削減しております。

次に「10 需用費の06 印刷製本費」が90万1千円の増となっております。こちらは給食費の納入額決定通知書の印刷単価上昇によるものです。

次に「12 委託料」についてですが、898万6千円の減となっております。

これは、学校給食費等徴収システム機器等の入替に伴う各システムの移行作業が令和5年度中に完了し、当該作業の委託料が皆減となるためです。

また、委託事業の内、平成24年10月から実施しておりました放射性物質測定検査事業を廃止いたしました。この事業は、東日本大震災の影響により、食品への放射能汚染が懸念されたことから、国や県などが行っている検査を補完する意味で、1週間分の給食を1検体とした給食物資のサンプル抽出による事前検査を実施するものであります。これまで10年以上実施した本市の検査において、国の定める基準値を超える放射性物質は一度も検出せられておらず、また、国はガイドラインに基づき、検査対象市町村や検査対象品目等を定めており、地方公共団体で実施された検査結果は、厚生労働省で取りまとめ、ホームページで公表されていることから、安全性は担保されているものと考えております。よって令和6年度から、本事業を廃止することといたしました。

これらのことから、委託料全体では差し引き減となっておりますが、給食食器洗浄等業務や給食室フード等清掃業務などの各委託業務につきましては、人件費、燃料費、光熱水費などの高騰により、それぞれ委託料が増額となっております。

次に「13 使用料及び賃借料」が180万8千円の増となっております。こちらは学校給食費等徴収システム機器更新による増となっております。

次に「17 備品購入費」が666万1千円の減となっております。備品購入費とは、給食室で使用する冷蔵庫等の備品を購入する予算となります。各備品の耐用年数の関係から、買い

替えを行う備品の種類や数量は年度によってばらつきがあります。しかし、予算減の理由は、それだけではなく、各備品における故障などの状況を鑑み、一部の備品については、学校給食課が設定している耐用年数を超えて、使用を継続していただいております。これらの取り組みによって、令和6年度予算については減額となっております。減額となった主な備品とその内訳といたしましては、牛乳保冷庫の購入費が305万7千円の減、冷凍庫の購入費が176万2千円の減、保存食冷凍庫の購入費が45万円の減、フードスライサーの購入費が139万2千円の減となっております。給食管理運営事業につきましては、以上でございます。

次に3ページをご覧ください。給食物資購入事業について御説明いたします。この事業につきましては、保護者等の皆様からいただきました給食費で給食食材を購入し、各学校へ配送する事業でございます。

この事業は、特定財源の歳入、給食費負担金収入が1億4,542万2千円の増となっております。これは令和5年度より学校給食費を改定しておりますが、令和5年度の保護者負担額につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、改定前の金額に据え置いておりました。令和6年度につきましては、保護者負担据え置きが終了となるため、増額となったものです。

次に、歳出ですが、「12委託料」につきましては、704万円の増となっております。これは、給食物資の配送に係る委託料となっております。また、光熱水費や燃料費の高騰、また労務単価の上昇によるものです。

最後に4ページをご覧ください。給食施設設備整備事業となります。この事業は、給食室に空調設備を設置したり、老朽化した給食室の工事や備品の耐用年数に伴い買い替え等を行う事業です。

令和6年度に実施する学校給食室空調設備設置工事につきましては、国の令和5年度補正予算により補助対象となったため、令和5年度に前倒して実施することといたしましたが、学校教育活動への影響などから年度内の執行が不可能となったため、事業費全体を令和6年度に繰り越すこととなりました。そのため、空調設備設置に係る工事費は繰越明許費として計上されます。参考として一番下の表に繰越明許費を記載しています。

なお、国の令和5年度補正予算についての内定は当初予算要求後であったため、令和6年度当初予算にも空調設備設置に係る工事費を計上しております。そのため、当初予算で計上している空調設備設置工事費につきましては、補正予算の際に減額する予定としております。

次に「12委託料」が70万3千円の減となっております。これは令和7年度空調整備設置工事に向けての設計委託料が減額となっているためです。

「14工事請負費」の7,295万9千円の増の主な理由といたしましては、さきほど御説明したとおり、空調設備設置に係る工事費が計上されているためです。

また「17備品購入費」の897万6千円の減につきましては、先ほど、学校給食管理運営事業でも御説明いたしましたように、新しく買い替えを行う備品の種類や数量は年度によってばらつきがありますが、こちらにつきましても、各備品における故障などの状況を鑑み、

副会長	<p>一部の備品につきましては、学校給食課が設定している耐用年数を超えて、使用を継続していただいているためでございます。</p> <p>主な内訳としましては、老朽回転釜に係る購入費が 1,322 万 5 千円の減、食器消毒機に係る購入費が 517 万 3 千円の減、食器洗浄機に係る購入費が 638 万円の増、温水ボイラーの購入費が 192 万 2 千円の減、真空冷却機の購入費が 592 万 9 千円の増となっております。</p> <p>以上で、令和 6 年度当初予算について説明を終わります。</p> <p>はい。ありがとうございます。</p> <p>それでは、ただいまのご説明につきまして、何かご質問、ご意見等がございますでしょうか。</p>
委員 事務局	<p>空調の工事は予定よりずれこむのですか。</p> <p>もともとは年 4 校、設置の予定をしております、まず令和 6 年度に設置する学校のために当初予算で 4 校分の予算を計上しました。</p> <p>その後で、国の令和 5 年度の補正予算において、交付対象となるという連絡がございましたので、前倒しして工事することを決定いたしました。前倒しをするために、5 年度に空調の 4 校分の予算というのを、補正予算において増額し、もう 1 回計上しました。</p> <p>このように、令和 6 年度に当初 4 校分計上した予算と、5 年度の補正予算で 4 校分計上した予算、同じ工事ですが 2 つの予算がついたということとなります。</p> <p>この 2 つの予算についてですが、5 年度は、長期休業中の工事が難しかったので、6 年度に繰り越しをした結果、5 年度は繰越明許費という形で、6 年度に計上されて、当初予算と繰越明許費という 2 つの予算が、二重でついたこととなります。よって、設置の学校数というのは特に変わりはありません。</p> <p>国の交付金の内定であったり、効果的に活用するためにこのような形で、予算措置を行っているところでございます。</p>
副会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>先ほど食器の耐用年数や冷凍庫の使用年数を見直してとありますけれども、やはり、傷がついたりって汚染されやすい原因にもなりますので、できるだけキズがついたものはもう整理されて、きちっと安全な食器を使ってほしいと思います。</p> <p>どうしても傷がつかますとそこに汚れがたまってしまって、それが雑菌の原因にもなります。よろしくお願ひしたいと思います。</p>
事務局	<p>仮の措置で、うちに在庫が残っている食器がありましたので汚れがひどいものについて変えるということでやりました。いつまでもできるかというところではありませんので、今回の緊急措置という形での対応と考えていただけたらと思います。</p>
委員	<p>すいません、お尋ねしたいところなんです、真空冷却機なんです、耐用年数は何年ぐらいで設定されてるのか。</p>
事務局	<p>はい。真空冷却機につきましては 15 年で設定をしております。</p>
委員	<p>前回の購入から 15 年経過した学校のものをご購入するのですか。</p>
事務局	<p>そうですね、買替ですのでそういった形になります。</p>
委員	<p>ドライシステムの学校が真空冷却機を使用させていただいているんですが、すごくいい</p>

事務局	<p>たいで、それが突然壊れたらすごい困るんですよね。なので毎年毎年のメンテナンスもとても大事だと思う。優先的に使えるようにまた、お力添えいただけたらと思って。</p> <p>はい。</p> <p>おっしゃる通りドライシステム校に今、真空冷却機というのは配備させていただいているのですけれども、おそらくドライシステムの運用の中で、この機器がないと給食の提供自体に多大な影響を与える部分がございますので、なるべく予算要求というのはしっかりしていく中で、適正な買い替え時期といったところは、要求して参りたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
副会長	<p>それでは続いて議題 2、ア「学校給食における食物アレルギーへの対応について」ということで、事務局からご説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。それでは「学校給食における食物アレルギーへの対応について」、右肩に「資料3」と記載されたものをご準備ください。</p> <p>アレルギーにつきましては令和4年度第2回審議会におきましても、本市の学校給食のアレルギー対応について、ご説明をさせていただいたところです。</p> <p>今回は、前回ご意見をいただいた後、具体的にどのような対応を行ってきたのか報告させていただくとともに、食物アレルギーにおける検証結果についてご説明させていただきます。</p> <p>まず、「1 西宮市学校給食における食物アレルギーへの対応について」ですが、これは現在本市で行っている対応につきまして、記載しております。前回のおさらいになりますが、ご説明いたします。</p> <p>まず「(1) 調理方法について」ですが、発症件数の多いアレルゲン物質を使用している献立について調理方法の見直しを行っております。例えばフライのものであれば、衣に卵を使用せず、小麦粉と水だけのバター液で調理しています。</p> <p>次に「(2) 献立作成について」ですが、栄養教諭が献立を作成する際に、可能な限り、1回の給食で複数の献立に同じアレルゲン物質を含まない献立となるように配慮しています。</p> <p>次に「(3) 献立表について」ですが、表記の誤解を防止し、誤配・誤食が起らないよう安全性を確保するため、献立にどのような材料が使用されているかわかりやすくするように表記しています。例えば、コーンスープであれば、卵が使用されていることを強調するために、「たまごとコーンのスープ」と表記しています。また小学校用の献立表につきましては、ひらがな表記としております。</p> <p>次に「(4) 除去食対応について」ですが、西宮市全校統一で、調理の最終段階でうずら卵を含む卵とマヨネーズを除去しています。</p> <p>除去食とは、アレルゲンである食品を除いて調理したり、その食品を含む献立を除いて提供する形の給食のことを指します。</p> <p>例えば、卵アレルギーである児童に「たまごとコーンのスープ」を提供する場合は、最終調理段階で卵を取り除き、卵なしの「コーンのスープ」を提供することです。これによって卵アレルギーの児童も、他の児童と同じ献立を食べることができます。</p>

最後に「加工食品選定の配慮について」ですが、可能な場合は、特定原材料及び特定原材料に準ずるものを使用していない加工食品を選定しています。

以上が、本市の食物アレルギーの現状の説明となります。

今回は、この内、「(1) 調理方法について」と「(4) 除去食対応について」詳しく御説明をさせていただきます。

まず、「(1) 調理方法について」でございますが、資料の続き「2 食物アレルギーに対応した調理方法について」をご覧ください。

令和6年度に、食物アレルギー対応の新たな献立が導入されることについてのご報告となります。資料を読み上げさせていただきます。

主なアレルゲンを使用しないことで1人でも多くの児童生徒が給食を食べることができるよう、既存の献立も含め、研究及び検討を進めており、次の事項について実施が決定しました。

①令和6年度早期から新献立として、特定原材料8品目を使用しないカレーライス（米粉カレーライス）を西宮市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校給食で提供開始する。

②令和6年度の米粉カレーライスの実施回数については、導入初年度でもあることから献立の振り返りや改善に要する期間が特に必要であると考えられるため、年2回の予定とする。

③新献立として、特定原材料8品目を使用しないカレーシチュー（米粉カレーシチュー）を西宮市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校給食で提供開始する。

現在、小学校献立、中学校献立ともに6月の新献立として導入する予定であります。

西宮市のカレーライスやシチューのルーについては、本来の味がわかるように小麦粉をバター等で炒めて作っております。これは本市の学校給食の特徴の一つにもなっております。特定原材料を使用しないカレー等を提供するには、必要な栄養量の確保、味覚への影響、残菜量や調理負担の増加等の課題がありました。

また、全てのカレー等に特定原材料を使用しないとなれば、食物アレルギーをもつ児童生徒がカレー等は喫食できる献立だと誤認し、学校給食外において誤食する等、自分で判断する能力が低下する恐れがあります。

これらの課題を考慮した上で、令和5年4月及び8月に実施いたしました新献立向け調理実習の対象献立に米粉カレーライスを加えて、栄養量、味や調理工程の観点から実際に給食として提供しうるものか検討いたしまして、導入を決定いたしました。

なお、提供には、児童生徒の自己判断能力の育成を図る観点から、全ての特定原材料不使用カレーライスに入れ替えるのではなく、ほとんど毎月提供するカレーライスの内、年に数回の特定の日について、特定原材料不使用カレーライスを提供し、味等について児童生徒や調理員等から評価をフィードバックし、その後の提供頻度を検討していく予定としております。

これにより、学校給食における提供頻度が多く、また人気の献立であり、学校給食の象徴的な献立である「カレーライス」などにおいて、食物アレルギーを有する児童生徒も喫食できる献立を提供できるようになりました。

勿論、新献立に対する反省点に対して改善を図ることはおこなってまいります。今後も、

引き続き、一人でも多くの児童生徒が喫食できる給食献立の開発を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、「除去食対応の拡大について（検証）」御説明いたします。

除去食対応につきましては、西宮市学校給食審議会答申書においても、「除去食対応の拡大にあつては、確実に安全が確保できる範囲で全校統一した除去食対応を実施していくなかで、平成28年度から運用予定のアレルゲン管理システムによる献立のアレルゲンチェックの正確性向上や、執行体制の見直しにより、確実な配膳及びその確認ができる体制が整備された段階で検討することが望ましい。」とされております。答申書をいただき、アレルゲン管理システム導入から約6年経過していますことから、除去食対応の拡大について検証を行ったものです。

先ほどご説明したとおり、現在、本市の学校給食における除去食対応の種類は、「卵、うずら卵、マヨネーズ」となっております。この「卵、うずら卵、マヨネーズ」の他にも除去食対応できる食品がないか、検証を行いました。

まず、除去食の種類を増やすことに対して、現状の課題についてご説明いたします。

「① 除去食対応の拡大に係る主たる課題について」をご覧ください。

本市は全給食を学校内の調理室で調理する単独校調理方式を実施しておりますが、設備が古く、スペースが狭いことから、十分な除去食専用スペースを設けることが困難であります。

そのため、コンタミネーションを防止するために、除去食対応は専用室を設けることが望ましいとされておりますが、困難な場合は区画された専用スペースにおいて調理する必要がありますが、そのスペースを設けることが現状難しくなっております。

なお、コンタミネーションとは、「混入」を意味します。調理をする際に、原材料としては使用していないにもかかわらず、特定原材料等が意図せずして献立に混入する可能性があることを示しています。

つぎに、「イ 調理員の人員体制により困難であります。」

除去食の対応を行う場合、専任の調理員が、エプロンや専用の食器や調理器具を用いて調理することとなります。除去食が増えると、より多くの人員体制が必要となることが想定されます。

このように、1種類の除去食対応を増やすごとに、アレルゲンの組み合わせが増え、増加すればするほどア、イの問題が生じることとなります。また作業が複雑化し、アレルギー事故の危険性が高くなります。

そのため、除去食を増やす場合は、1つの献立に対し複数の原因食物がある場合には、すべての原因食物を除去した給食を提供する必要があると考えられます。例えば、除去食を「卵」・「えび」とした場合、「八宝菜（卵・えび入り）」を提供する際は、除去食は卵・えびの両方を除去するという方法です。なお、卵アレルギーの児童生徒は、えびも食べることができなくなります。以上が、現状の課題の説明となります。

続きまして、3ページ目の「② 除去食の種類を拡大する場合の食材の候補について」の表をご覧ください。

この表は、令和5年12月25日現在、市内小・中・義務教育・特別支援学校の児童生徒における食材別のアレルギー対象数を示したものです。なお、アレルギー食材については、主なアレルゲン28品目とさせていただいております。

最も多い原因アレルゲンは、卵で411人が対象となっております。以下、落花生292人、えび288人、乳286人と続いております。

表のアレルギー対応欄をご覧ください。この欄には「除去食対応」「使用しない」「個付けのみ」「提供なし」又は空欄となっております。

「除去食対応」は先ほどご説明いたしました卵、うずら卵、マヨネーズとなります。

「使用しない」とは、本市学校給食において提供しないことを決定している食材となります。「提供なし」とは、提供しないことを決定しているわけではありませんが、実質現状提供していない食材となります。

アーモンドの「個付けのみ」とは、個包装に入ったものを提供しており、比較的除去することが容易なものとなります。

アレルギー対象者が多い食材の内、アレルギー対応されていない「えび」と「いか」が除去食対応の候補とすることが効果的であると言えます。

なお、乳につきましては、ホワイトシチュー等のルウに使用するバター等があり、調理工程上除去しにくい点がございまして、候補から外しております。

では、「えび」と「いか」を使用した献立がどのくらい提供されているか、次のページをご覧ください。

まず、4ページに「えび」を使用した献立となります。

「えびカレーピラフ」と「えびピラフ」については、エビ抜きのご飯を別の釜で炊飯する必要があるため、除去食として対応できない献立となります。また「エビフライ」から「えびの天ぷら」については、エビを取り除くと献立として成り立たないものとなります。そのため、上半分は除去食対応が不可能な献立となっております。

続いて「ペンネのシーフードクリーム」から「八宝菜」については、現在の調理工程上、直ちに除去食対応はできませんが、検討の余地がある献立となります。

それぞれの献立について、令和4年度、令和5年度の途中まで、実施回数を比較したところ、除去食対応不可である献立が合計21回、除去食対応の検討の余地がある献立が合計3回となっております。この回数差につきましては、理由がございまして、

そもそも除去食対応は、アレルゲン食材を除去するという調理工程や、該当の児童生徒のみに配膳する必要があるため、一定の誤配・誤食のリスクが生じることとなります。

そのため、これまで本市では、食育などの観点から必要と考えられる提供の機会を確保しつつ、アレルゲン食材を他の食材へ変更することや、献立そのものを廃止することで、食物アレルギーを有する児童生徒の食べることができる献立回数を増やすことに重点を置き、取り組んでまいりました。

その結果、現状として除去食対応不可である献立が多くなっております。

同様に、5ページに「いか」を使用した献立となります。

除去食対応不可である献立が合計16回、除去食対応の検討の余地がある献立が合計11

回となっております。「えび」の献立と比較して、検討できる献立が多いことがわかります。現在残っている「えび」や「いか」の除去食が可能な献立につきましても、継続して、他の食材へ変更することなどを検討している状況でございます。

これらのことから、「えび」と「いか」を使用した現献立のうち、直ちに除去食対応できる献立はございません。また、一部の除去食対応の検討の余地のある献立はございますが、この献立につきましても現在見直しを検討している状況でございます。

次に、現在全校統一で行っている除去食対応について、学校ごとに個別で除去食を増やす対応ができないかについて検証を行いました。

6ページの「④ 学校判断で個別に除去食対応を行うことについて」をご覧ください。

除去食対応につきましては、全校統一されるまで、学校間での格差のほか、児童生徒数の増減による食数変動等に伴い、除去食対応の範囲が変わるなど、保護者への不公平感や、不信感に繋がっております。この状況を是正するために、安全性が最優先にされることを前提として、学校給食審議会において、相当の期間を費やして協議し、統一した経緯がございます。その結果、2017年度に全校統一となりました。

これに対して、全校で同じ取り扱いとするのではなく、「最低限の基準として全校で卵の除去食対応は行う、その上で、可能な学校については一定の基準のもとに他の食材の除去食対応も行う」ことができないかという検証を行ったものでございます。

「ア 学校判断により除去食の種類を決定する方針による効果について」には、メリットを記載しております。

(1)学校によっては、食物アレルギーを持つ児童生徒が喫食できる給食献立が増える。

(2)代替食の準備等、食物アレルギーを持つ児童生徒の保護者に係る負担が軽減できる。

続いて、「イ 学校判断により除去食の種類を決定する方針に対する課題について」懸念すべき事項を列挙しております。

大きくわけて、(1)安全性の低下、誤配・誤食重大事故の誘因、(2)学校間格差に対する保護者からの要望、(3)市教委の安全管理、の3つの課題が考えられます。

順番にご説明いたします。まず「(1)安全性の低下、誤配・誤食重大事故の誘因」についてですが、現在の食物アレルギー対応につきましては、除去食の種類だけでなく、調理作業工程や、保護者と学校が確認するアレルギーチェック表の様式などを全校統一とし、個々のプロセスにおける留意事項を具体的に明示することで、事故防止に努めているところです。一方、各学校の除去食対応が異なる場合、教職員や調理員は異動のたびに新たな対応や、調理の手順が求められることとなります。

また、保護者と学校がアレルギーチェックを行う際に使用する「アレルギー献立チェック表」には、除去食対応が可能である献立に対して注意が表示されますが、システム上、学校ごとに、除去食の種類を変えることができないため、手入力による対応が求められます。このような複雑な対応や手作業によって、保護者等の負担が増えるほか、人為的なミスが、事故の原因となる恐れがあります。

次に、「(2)学校間格差に対する保護者からの要望」ですが、学校間の対応が異なることで以前のように不公平感が再度生じる可能性があります。

	<p>さらに、「(3)市教育委員会の安全管理」ですが、除去食の対応は、食物アレルギーを有する児童生徒の状況や学校や調理場の施設設備等に鑑み、学校長が判断することになります。状況は、常に変化していきます。</p> <p>各校が、個別に実施する除去食対応や、その変化に対して、教育委員会が、常時、正確に把握し続けることは困難であり、教育委員会が管理できないことによって、適切な助言や、環境の整備を行うことができず、危険な除去食対応が行われることが懸念されます。</p> <p>これらのように、全校統一に対する課題はさまざまあると認識しております。</p> <p>以上の検証を踏まえて、次の「⑤ 検証結果」に今後の方針について記載しております。</p> <p>まず、「ア 除去食の拡充について」ですが、本市の学校及び調理場の施設設備、人員等の課題から、文科省指針に基づき完全除去を基本とし、除去食の種類を増やすことはリスクが伴うことから、「食物アレルギーの原因となる食材を使用する献立回数を減らすこと」に重点をおく方針を推進している。上記方針の結果、現在、直ちに除去食対応できる献立はほとんどない。ただし、除去食対応は、食物アレルギー対応を推進する有効な方法のひとつである。あらゆる方法の可能性を排除することなく、それぞれの特性を比較した上で、最も安全で効果的な食物アレルギー対応を検討していく。</p> <p>除去食対応という手段を排除するのではなく、除去食対応のリスクを踏まえた上で、他のアレルギー対応と比較し、最も安全で効果的な対応を検討していくことが必要だと考えております。その検討の結果、これまで通り、除去食対応の種類が増えないということもあり得ますが、選択肢のひとつとして検討していくことが必要だと考えております。</p> <p>次に、「イ 除去食の拡充について」ですが、これについては、学校ごとに除去食対応を変えることによって、事故の危険性が高くなることが考えられるため、これまで通り全校統一対応を継続することが安全にアレルギー対応を実施する方法だと考えております。</p> <p>以上が検証の結果となります。ご意見等、よろしくお願いたします。</p>
副会長	<p>ありがとうございました。</p>
委員	<p>それではただいまの御説明につきまして、ご質問、ご意見等お願いします。</p> <p>除去食の対応については、ご提案いただいた通り市内統一の方向でお願いしたいかなと思います。</p>
委員	<p>理由としましては、やはり栄養教諭がいる学校いない学校がある中で、なかなかそれを統一するのは、難しいかなあというふうに思います。</p> <p>私も栄養教諭が、いない学校でやってたんですけど、やはり専門の方がおられるおられないっていうのは、非常に大きな要素だと思いますので。</p>
事務局	<p>中学校3年生の最後の給食はカレーですよ。その時は、米粉カレーをみんなで食べるということになるのでしょうか。</p> <p>今のところ6年度は、年2回の導入を考えておまして、1回導入した後にそれぞれ反省点であったり振り返りを行う予定にしております。</p> <p>そのため、1回やって次の献立に反映するまでの期間が必要になるので、この2回目について、なかなか現状で、来年度は3月に設定することが難しくなっているのですが、今後この振り返りであったり、児童生徒さんの反応とかを見ながら、そういったことができる</p>

委員	いかといったところは、また検討させていただければと思います。ありがとうございます。報道でうずらの卵を喉に詰まらせて亡くなってしまうことがあったのですけれども、西宮市では使用について検討していることはありますか。
事務局	委員がおっしゃられるように、先月の下旬に窒息事故で亡くなった小学生がおられるというところで、それを受けまして特に4月に入学を控えておられる新1年生の保護者様からですね、今後西宮市として使用についてどう考えていくのかっていうお問い合わせであったりですね、中核市からも今後の方針について照会を受けております。やはり今後長期的にどういう方針で、対応していくのかというところで、各市もそうですし保護者様の方からもいろいろお問い合わせをいただいている状況になっております。 これにつきましては、今の段階でまだ西宮市として、こういう方針で今後いきますということは固まってないんですけれども、昨日栄養教諭の会合がございまして、そこで、市としての今の考え方であるとか、これからこういった取り組みが有効になるのかなっていうところを今協議している段階ではあります。 うずら卵以外にも、丸くてつるつとしてるようなもの、例えば西宮市でしたら、ぶどうですね。これは9月10月にピオーネ、マスカットを提供させていただいているんですけれども、やはりうずら卵に限らず、このあたりも児童様の食べ方を見ていると一定危険性があるんじゃないかなというところで、今回全体的に危険因子となるような食材に関して今洗い出しを進めている状況であります。 委員から貴重なお話をいただきましたので、神田課長からご説明いただいた部分とは少し異なる話題ではあるんですけれども、今の市としては、食材の観点からですね、危険な部分というのを洗い出していく必要があるんじゃないかなというところで、考えている段階なんですけれども、ぜひこの機会ですので、皆様からうずら卵も含め、給食の使用物資につきましているいろいろとご意見いただけたらなと思います。
副会長	特定原材料8品目を使用しないカレーライスって、米粉カレーライスという名称なんですけれども。簡単ではなかったような気がするんですね、レシピ作られるまで。おいしいものになるのでどのくらいの月日をかけられたものになるんでしょうか。
委員	この度、6年度から導入ということで今年度の実習をしまして、最終的な味を決めたわけなんですけれどもそれ以前から米粉でカレーライスができないかという協議はしていましたので。5~6年は協議はしていて、進んだり戻ったり。ようやく給食で出せるような形まで持ってこれたかなと思います。調理実習の段階で決めた味ですので、実際の大量調理を行って児童生徒の嗜好に合うかどうかを6月に振り返って、もう一度工夫を重ねて継続できるような形でいきたいなと思います。
副会長	すごい工夫されてると思います。本当に簡単ではないと思うんですね。8品目が全く入らないっていうのは、なかなか作る側としては大変だと思いますので。楽しみにしております。その他よろしいでしょうか。
委員	先ほど事務局の方からも言われたんですが、西宮のカレーはバターと小麦粉でルーから作っているって言われて、すごく調理員さんの技術が高いということだと私もそう思っています。調理員さんと話しても、これが西宮のカレーだからってすごくプライドを持ってや

事務局	<p>られてます。</p> <p>その中でお話があるのはバターの使用がちょっと制限されてるというふうにお聞きして、調理員さんとしては、バターを使えばもっとおいしいものを簡単にできるのというのが常々言われておられるので、米粉カレーっていうそういう意味もあつたらすごくいいと思うんですけど。そもそもの西宮市のカレーっていうのを、守っていただくっていうのも大事なかなと思いますので、よろしくお願いします。</p> <p>ありがとうございます。まさに今委員おっしゃっていただいた通り、西宮市のカレーというのはもうルーを手づくりしてといったところで、伝統的にずっと作っています。これは非常においしいといったところで、これと違うカレーを作ることっていうことが、本当にいいのかといったところは非常に悩ましいところもあつたのですけれども、おっしゃっていただいた通りですね、やはり両立して提供はしたいなというふうには考えております。またこの米粉カレーにつきましても、もともと西宮市が、手づくりでルーを作っていたその調理員の技術をもとにですね、油と米粉で同じようにルーを作るという調理方法を行っておりますので、今まで培ったものが活かされている献立の1つになるかなと思っています。</p> <p>この伝統ある献立をもちろんやっていくっていうことも必要ですので、それと並行して、こういったアレルギー対応のものというのも推進していきたいというふうには考えております。</p>
副会長	<p>ありがとうございます。今おっしゃったように、米粉の方はバター使ってないと思うんですね、8品目の中に乳製品が入ってますから相当苦勞するんですね。</p> <p>ですから西宮オリジナルのそういう従来のおいしい西宮学校給食カレーと、そして米粉カレー。どちらも大事に活かしていただけたらと思います。</p> <p>それでは次に進ませていただきます。</p>
事務局	<p>続きまして、議題 2、イ「令和 5 年度学校給食費の滞納整理について」御説明をお願いいたします。</p> <p>令和 5 年度の学校給食費の滞納整理について、報告させていただきます。</p> <p>お手元の資料、「令和 5 年度 学校給食費の滞納整理について」の、「1. 業務内容」をご覧ください。</p> <p>(1)(2)に記載しております、文書や電話による督促・催告等につきましては、平成 25 年度の公会計化当初から行っておりますが、平成 30 年度からは(3)の弁護士委託による滞納整理を実施しまして、令和元年度からは、(4)児童手当からの納入勧奨の強化にも取り組んでまいりました。令和 4 年度には(5)コールセンターによる納付案内も開始いたしまして、新たな滞納発生の抑止を図っています。本年度も引き続きこれらの業務に取り組み、収納率の向上、滞納整理に努めております。</p> <p>では、次に、お手元の資料の「2. 児童手当からの納入の勧奨について」の報告をさせていただきます。</p> <p>児童手当法では、受給資格者は申し出により、未納となっている学校給食費等の全部または、一部の額に児童手当を充当することが可能と定められています。この制度の利用につ</p>

いては、毎年各学校を通じて、保護者にご案内しておりますが、学校給食課では、電話による督促・催告や納付相談時に、児童手当からの納入について紹介しております。申請を希望される声が多かったことから、令和元年度より督促状や催告書を郵送する際に、滞納額等の一定の条件を満たす方に「学校給食費の児童手当からの納入について」のお知らせを同封するようにしています。

この制度を利用されると、ご本人からの取消の申し出がない限り、児童手当が自動的に学校給食費へ充当されるため、ご本人は金融機関に出向く必要が無くなります。また、市にとっても収納率の向上につながるようになります。

資料の令和2年度から令和5年度の実績比較の表をご覧ください。令和2年10月支給の児童手当からの納入された方は、児童生徒数で41人、当課から子育て手当課への請求額合計で約85万円だったのに対しまして、令和5年10月支給分では、児童生徒数で21人、子育て手当課への請求額合計で約31万円となっております。昨年度分の滞納者数が無償化実施の影響で減少したこともありまして、本年度の申請者数は減少していますが、再度増加に転じるよう引き続き勸奨を行ってまいります。

続きまして、お手元の資料の2ページ目をご覧ください。「3. 令和5年度弁護士委託による滞納整理の進捗状況について」のご報告をさせていただきます。弁護士委託による滞納整理は、平成30年度より学校給食費単独で実施していましたが、令和3年度からは業務仕様を変更しまして、留守家庭児童育成センター育成料等の3債権と合わせた「滞納解消相談等業務」を委託しております。この業務では、弁護士が債務者の生活状況を確認しまして、生活困窮状態にあると認められる場合には生活再建の支援を行い、納付が適当と認められる場合には納付勸奨を行うことで、債権の適正管理を図っております。

資料の令和3年度から令和5年度の実績比較の表をご覧ください。令和3年度は、委託対象者64名に対し、納付もしくは納付誓約等を申し出た滞納者が45名、債権額で約602万円でしたが、令和5年度は、委託対象者38名に対し、納付誓約等を申し出た滞納者が13名、債権額で約207万円の成果となっております。

文書催告及び電話による相談のみのため、債務者からの応答数が減少傾向にあることが課題となっておりますが、令和6年度も対象者を吟味して実施してまいります。

続きまして、お手元の資料の3ページ目をご覧ください。「4. 標準的な債権管理事務モデルの実施について」を報告させていただきます。本市では、新たな滞納の発生を抑止し、滞納整理の促進を図るため、実効性および、統一性のある全庁的な取組みとして、標準的な債権管理事務モデルを作成し、令和3年度から本格実施が行われています。学校給食費においてもコールセンターによる納付案内を導入する等して、モデルに則った債権管理に取り組んでいます。

当課では、収納対策本部の方針に従って、滞納整理を実施したにも関わらず未だに納付も連絡もない滞納者について、支払督促等の法的措置の実施を検討する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症への対応に追われたことから実施には至っておりません。今後は、別紙の滞納整理業務フロー図にて実施できるよう取り組んでまいります。

続きまして、お手元の資料の「5. コールセンターによる納付案内について」を報告させ

副会長	<p>ていただきます。令和4年度より他債権が利用していたコールセンターを拡充し、「西宮市学校給食費納付案内コールセンター」を開設しました。コールセンターでは納付をお忘れの方や納付が遅れている方に対しまして、電話での納付の呼びかけや納付書を紛失した場合の再交付の受付等を行っております。現年度分の督促状や催告書の発送に合わせてコールセンターが呼びかけを行うことで、新たな滞納発生を抑制しております。</p> <p>資料の令和4年度の実績の表をご覧ください。令和4年度は4回の督促状発送と2回の催告書発送に合わせて架電を行っております。架電対象者の数につきましては合計524人に対しまして、約半数の276人の応答がございました。応答時点ですでに納付済みの方等を除いた228人から納付の約束を取り付けております。</p> <p>令和5年度の学校給食費の滞納整理についての報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p>
委員	<p>ただいまのご説明にご質問、ご意見等お願いいたします。</p> <p>すいません。いろいろとやっていただいてありがとうございます。</p> <p>今中学3年生が卒業の時期ですが、学校現場としては、12月ぐらいから、給食費を含めた滞納の連絡をやっぱり担任が毎回しております。このことは、卒業に向けての中で言いにくいことを、今の先生が言ってるというところがあるので、こういった市教委の取り組みはぜひ続けていただきたい。</p> <p>修学旅行についても、代金を支払わず強引にいく方もおりましたが、もう今は業者にお任せして、そこに集めてもらってっていうふうになるとほぼ100%支払っていただけるようになりました。なかなか卒業間際にこのような電話入れ続けているのも大変で、このようにコールセンターの取り組みをしていただけるのは非常にいいものなので今後ともお願いしたい。</p>
副会長	<p>子供たちの背景にある経済的な問題にまで、教育が影響することは問題ではないかなと思います。良い取り組みだと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>その他ご意見はございませんでしょうか。</p>
委員	<p>滞納しているご家庭の事情もいろいろだとは思いますが、学校は各家庭の事情は共有されているのでしょうか。不登校やヤングケアラーなどそういう経済状況など。</p>
委員 事務局	<p>今市の方とも共有して動く、組織的に動きますので、管理職含めて共有できています。</p> <p>滞納している方にご連絡したときに記録をつけておりまして、システムで共有することが可能ですので、先生の中でも見ていただいているのかなというふうに思っております。</p>
副会長	<p>それでは予定していました議事は終了しましたが、委員の皆様、この機会に学校給食全体を通してご意見等ございますか。</p>
委員	<p>私は西宮で生まれて、西宮で育って、西宮の教員をやってきたので給食には、数十年お世話になっています。やっぱり、昔から思いますが温かいものがちゃんと時間通りにできて、安心していただけるっていうのは非常に大きいです。</p> <p>それから、揚げパンが出て感動しましたし、カレーライスができたときも、またこれが感動しましたし、やっぱり季節に合わせていろいろ考えてくれた献立はうれしく、今柏餅が</p>

副会長	<p>出たりとか、今では当たり前にも思ってるかもわからないですけど。ぜひ、この給食のシステムが続くようにお願いしたい。</p> <p>それから、この頃気になるのは調理員さんなんかも、今までやったらベテランの人で安心してできていますが、これからやっぱり人口が減ってくるので、結構大変やと思うんです。人員確保も大変だと思うんですが、給食を維持していけるようよろしくお願いします。</p> <p>貴重なご意見、ありがとうございます。</p> <p>設備も進化していきまして、いわゆる大きなものを自動で移動させるとか、そういうのもお金を投資すれば、調理員の負担が軽くなるシステムにはなってくるので、そのところはまだまだ市の財政との関係だと思しますので、そういうところも勉強していきながら、この審議会で議論していただければというふうに思います。</p> <p>その他よろしいでしょうか。</p> <p>それではその他の連絡事項につきまして、事務局からお願いいたします。</p> <p>ありがとうございます。</p>
事務局	<p>それではですね、今回の審議会をもちまして、今現在7名の委員様につきましてはですね、任期中最後の審議会となります。</p> <p>私の方からですね、就任日及び任期満了日をご紹介させていただきまして、そのあとに皆様から最後一言、いただければと思いますのでよろしくお願いします。</p> <p>それではまず、それぞれの方のですね就任日及び任期満了日の方ご紹介させていただきたいと思います。</p> <p>本日欠席しておられます、浦上会長につきましては、就任日平成26年3月20日から全5期にわたって、委員を務めていただきまして令和6年3月19日をもって任期満了となります。</p> <p>続きまして高橋副会長につきましても、浦上会長と同じくですね、就任日平成26年3月20日から全5期にわたって、委員を務めていただきまして令和6年3月19日をもって任期満了となります。</p> <p>あとお二方、3月19日をもって、任期満了を迎える方がおられます。</p> <p>田中委員になります。</p> <p>田中委員につきましては、前任者残りの期間を引き継ぐ形で、委員の方に就任いただきまして、令和4年10月12日からですね、令和6年3月19日までの1期を務めていただいております。</p> <p>西井委員につきましても、前任者の残りの期間を引き継ぐ形で委員に就任していただきまして、令和5年11月1日付けで委員の方に就任いただきまして、令和6年3月19日をもって任期満了となっております。</p> <p>続きまして、畑中委員につきましては令和4年5月15日に委員に就任していただきまして、任期満了日が令和6年5月14日になります。</p> <p>続きまして、岡委員につきましてはですね、令和2年5月15日に委員に就任していただきまして、令和6年5月14日をもって任期満了日となります。全2期、お務めいただいております。</p>

副会長	<p>最後にですね、仙坊委員につきましては、令和4年5月15日から令和6年5月14日をもって任期満了になります。1期、お務めいただいております。</p> <p>皆様本当にお忙しい中ご参加いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>続いて、それでは高橋副会長の方からご挨拶をいただけたらと思います。</p> <p>平成26年3月から令和6年の3月ということで、5期10年、務めさせていただきました。本当にこの10年、そんなに長く感じなかったんですね。西宮市の学校給食の現状をお聞きしながら、どんどん、何かシステムがですね、良くなっていきまして、アレルギー対策、それから学校給食の改善、また給食費の議論というように、中身の濃い議論を10年間させていただきました。私の方も、その会議の時間中、いろいろと言にくいことも言わせていただいたかと思えますけども、事務局の皆さん、そして委員の皆さんもしっかり聞いていただけたように思います。本当にお世話になりました。ますます西宮市の学校給食が、発展しますように祈念しております。どうも、ありがとうございました。</p>
委員	<p>短い間でしたが、貴重な体験をさせていただきました。ありがとうございました。</p>
委員	<p>以前から、PTA協議会からは給食関係の会議は3種類に出席させていただいておりますが、他市のP連でも3つはあまり聞かない。西宮市では、保護者の意見を直接聴いていただける機会が多くあり、とてもありがたいと感じています。</p>
委員	<p>コロナもあってなかなか大変な時期だったと思うんですけど、今年になってすごく、ちょっと雰囲気良くなって元気が出てきたかなと思います。</p> <p>個人的にはおかわりができるようになって、やっぱり語弊はあると思うんですけど、おかわりよくするクラスは、元気なクラスっていうのがよくわかりました。これからもよろしくをお願いします。</p>
委員	<p>西宮市にいたら、この西宮市の給食のよさっていうのはわからないんです。これからも給食を続けていただきますようよろしくお願いします。</p>
委員	<p>栄養教諭を代表して皆さんにうまく意見が伝えられたか不安なところもあるんですけども、給食のことをよく考えてくださる審議会がとても大事な会だなと思いました。今後ともよろしくお願いします。</p>
事務局	<p>本日欠席しておられます浦上会長から挨拶文を預かっておりますので、神田課長から代読させていただきます。</p>
事務局	<p>僭越ながら代読させていただきます。</p> <p>今回をもちまして、5期10年間の西宮市学校給食審議会の会長職を任期満了で終えることになりました。これまでご一緒させていただきました、校長先生、栄養教諭の先生、PTA代表の皆様、事務局の学校給食課の皆様には、心より御礼申し上げます。</p> <p>そして、10年間、隣で支えていただきました高橋先生には、感謝してもしきれません。本当にありがとうございました。この10年間は、私にとっては、子育ての時期と重なり、当事者として、伝統ある西宮市の学校給食事業に関わったことは、とても幸運でした。まだまだ課題はあると思いますが、10年間給食事業を見守り続け、審議会の運営にお役に立たしたことには、大変満足しております。最後の最後に参加がかなわず、大変申し訳ありませんでした。皆様の今後ますますのご活躍と、西宮市学校給食事業のさらなるご発展を心よ</p>

副会長	りお祈り申し上げます。近畿大学経営学部 浦上拓也 以上でございます。 ありがとうございます。それではこれもちまして令和5年度第2回西宮市学校給食審議 会を終了させていただきます。皆様ご協力ありがとうございました。
-----	---